公益社団法人埼玉県社会福祉士会　委員会活動の費用弁償規程

規程第２号

２０１２年３月２４日制定

（目的）

第１条　この規程は本会の理事会、部長会、運営委員会、各種委員会などの活動に対する費用弁償について定める。

（費用弁償の内容）

第２条　費用弁償として交通費及び日当を、次のとおり支給する。

（１）　支給対象は理事会・部長会・運営委員会・選挙管理委員会・倫理委員会・広報委員会・生涯研修委員会・本会が開催する研修会・ホームレス自立支援委員会・権利擁護センターの事業とし、専ら会員の研修を対象とした活動及び委託事業に係る経費はこの規程の費用弁償の対象外とする。

（２）支給内容は交通費及び日当とし、予算の範囲において下表のとおり支給する。ただし、この規程の外に、他の規程で特段の定めがある場合及び公益社団法人日本社会福祉士会からの要請に基づき開催する研修会で、特段の定めがある場合は除く。

（支給日）

第３条　費用弁償の支給は原則として当日払いとする。ただし、この方法によることが困難な場合は、翌月１０日までに支払うものとする。

（費用弁償の額）

委員会・活動名		費用弁償の額
理事会		交通費
部長会		交通費
運営委員会		交通費　　（注）
選挙管理委員会		交通費
倫理委員会	内部委員	交通費
	外部委員	倫理委員会規定による
広報委員会	編集会議	交通費
	取材活動	交通費及び日当３，０００円
生涯研修委員会	企画会議	交通費
	演習評価	交通費及び日当５，０００円
本会が開催する研修会（ただし、全会員対象又は一般公開の研修）で必要と認められる研修会及びその研修会の模擬演習		交通費（注）及び日当５，０００円 ただし、概ね３時間程度の活動の場合の日当は３，０００円

ホームレス自立支援委員会	巡回相談	交通費
権利擁護センターの事業	ぱあとなあ埼玉運営委員会	交通費
	ぱあとなあ「相談援助事業」	交通費及び日当５，０００円
	高齢者虐待応担当チームの市の検討会への参加	交通費及び日当５，０００円

(注)　運営委員会及び本会が開催する研修会の費用弁償の額は、交通費（交通雑費を含む）として３０ｋｍ以内の場合は１，０００円、３０ｋｍを超えた場合は２，０００円とする。

附　則

この規程は２０１２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は２０１２年１１月２２日から施行する。

附　則

この規程は２０１３年５月２３日から施行する。

附　則

この規程は２０１６年４月１日から施行する。